平成２５年（フ）第６号
福島県いわき市平字下川原38番地の５　市営住宅57
債務者　菅野　幸男
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１８号
群馬県前橋市総社町総社1742番地１　原口ハイツ203号
債務者　内田　光代
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５０号
埼玉県行田市門井町２丁目６番地　２棟103号
債務者　天野　令子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第４号
千葉県鴨川市横渚747番地５
債務者　江澤比呂美
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第５号
千葉県鴨川市成川44番地１　市営住宅28号
債務者　髙橋　幸男
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２５年（フ）第５９号
神奈川県伊勢原市東大竹２丁目19番地の３　プロスパーハウス１Ａ
債務者　萩原　一夫
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６０号
神奈川県伊勢原市上粕屋448番地　県７―304号
債務者　萩原千惠子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６８号
神奈川県厚木市妻田東１丁目10番13―508号
債務者　白井喜代美
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８２号
神奈川県平塚市黒部丘10番６―102号　ジュネス湘南
債務者　大村　和子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１４号
山梨県山梨市上神内川407番地１　東京国税局山梨寮管理人室
債務者　楠本　隆行
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
山梨県笛吹市石和町松本346番地
債務者　鈴木　雄大
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６号
名古屋市天白区島田１丁目706番地　ハイエストマンション島田303号
債務者　田端　　保
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６号
名古屋市南区松城町３丁目68番地　プチタウン高見103号、従前の住所名古屋市南区中江２丁目１番14号
債務者　居酒屋どらごんこと　立木　政子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４２７号
愛知県一宮市東五城字古川14番地　コーポ武林１号
債務者　山口　眞実
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３５号
愛知県稲沢市松下１丁目２番１　国府宮ビル605号
債務者　後藤　澄江
1　決定年月日時　平成25年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第７５６号
福岡県大野城市白木原２丁目11番23号
債務者　佐藤由紀子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３９６号
福岡市博多区博多駅東１丁目15番19―505号
債務者　小高　光代
1　決定年月日時　平成25年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部